

議案第104号

物品毀損事故に係る損害賠償額の決定について  
上記の議案を提出する。

平成28年11月24日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

物品毀損事故に係る損害賠償額の決定について  
下記により、物品毀損事故に係る損害賠償額について決定する。

記

1 相手方

南町会 会長 上野 十六彦

2 損害賠償額

金1,185,386円

3 事故の概要

平成28年9月5日、中丸児童遊園において、区職員が、中丸児童遊園内集会所の粗大ごみと併せて南町会の祭りの事前準備で生じた不用品を処分した際、不用品の横に置かれていた南町会所有の神輿の担ぎ棒や神酒所設営用の木材等を不用品と誤認して処分した。

(提案理由)

物品毀損事故に係る損害賠償額を決定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき提出するものである。